

# 郵便での所得（課税）証明書の請求の仕方

請求の前にご確認ください。

- ・証明年度の1月1日にお住まいの市町村にご請求ください。
- ・該当年度の証明には前年の1月から12月の所得が記載されます。  
(※必要な証明の年度が不明な時は、提出先でご確認ください。)
- ・収入の申告がなければ発行できません。  
(※そのときはご連絡させていただきますので、あらかじめご了承ください。)

## ① 所得(課税)証明書郵送請求申請書

- ・申請書に必要な事項を記入してください。
- ・郵送で請求される場合は、ご本人からの請求が原則です。
- ・電話番号は昼間連絡のつく電話番号をご記入ください。

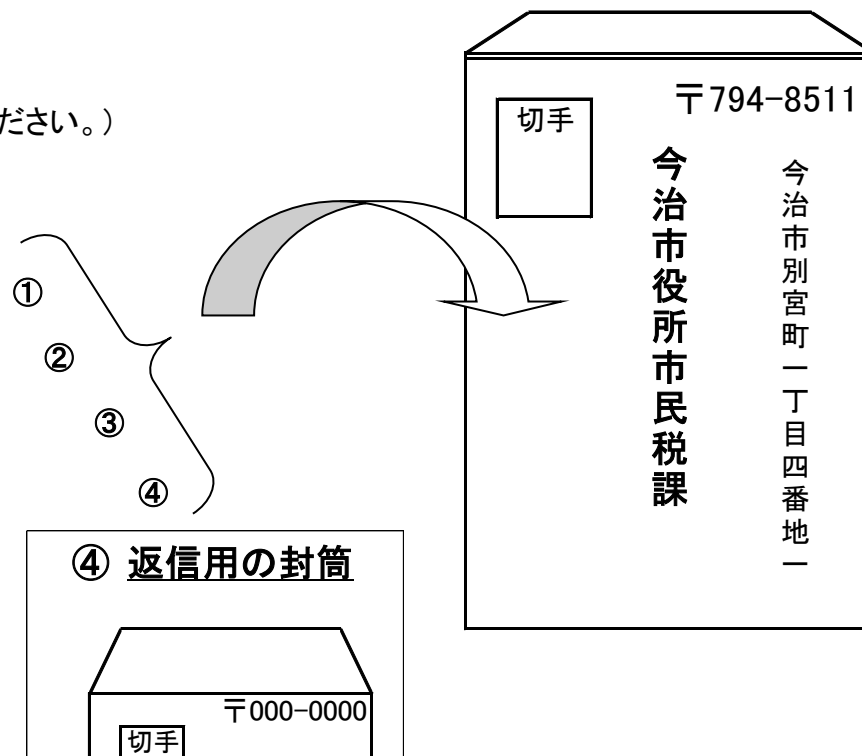
## ② 申請者本人の本人確認書類の写し(コピー)

- ・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)
  - ・外国人登録証明書など、官公署が発行した証明書類。  
(詳しくは、次頁の「本人確認書類」をご覧ください。)
- ※書類に現住所の記載がない場合は、現住所の記載がある書類も同封してください。

## ③ 手数料

- ・1納税義務者1年度につき300円。
- ・郵便局で定額小為替を購入の上、無記名のまま同封してください。

問い合わせ先  
今治市役所 市民税課  
電話番号0898-36-1510



①～④を同封して、左記の住所にお送りください。

- ・返送先(請求者の現住所、請求者本人あて)の住所、氏名を記入し郵便切手を貼ります。何通かに渡りますと通常のコピー金額では不足する場合があります。なお、お急ぎの方は、速達料金を追加してください。

## ○本人確認書類

(1) 次の官公署等発行(顔写真付)の書類の中から1点の写し(コピー)を送付してください。

運転免許証、運転経歴証明書、旅券、個人番号カード(表面)、住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、  
猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、  
特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、  
動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員)、無線従事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、  
精神障害者保健福祉手帳、小型船舶操縦免許証、公務員の身分証、在留カード、特別永住者証明書

(2) 上記(1)の本人確認書類がない場合は、次の書類の中から2点以上の写し(コピー)を送付してください。

国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険・後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、  
国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書、納税通知書、住民基本台帳カード(写真なし)、  
生活保護受給者証、高齢者手帳、各種医療証

(3) 上記(2)の本人確認書類で1点しかない場合は、次の書類の中からもう1点の写し(コピー)を送付してください。

学生証、法人が発行した身分証、国・地方公共団体の機関が発行した写真付き資格証明書((1)を除く)、貯金通帳、  
キャッシュカード、クレジットカード、診察券、消印のある本人宛郵便物、公共料金の領収書、タスポ、運転経歴証明書、  
他市町村発行の転出証明書